徳島県 牟岐町

福祉部局と連携を図り、 消費者被害への対応を充実・強化

地方公共団体の基礎データ

人口	3,857人				
高 齢 化 率	53.3%				
面 積	56.6km²				
消費者行政担当職員数(消費生活相談員数を除く):1人					
		費生活センター(阿南市内) 那賀町、牟岐町、美波町、海陽町)			
消費生活相談員数	汝:2人	消費生活相談件数 : 485件 (平成29年度)			
開 所 (祝日・年末年)	日 始除く)	週 5 日開所 (月・火・水・木・金)			



※平成31年4月1日現在

地方公共団体の紹介

牟岐町は徳島県の南部に位置し、北は町境に山々が連なり、南は太平洋に面しています。町 の大部分は周囲の山々から発する牟岐川の流域となっており、古くから農業が発達してきまし た。海岸は大部分が切り立った断崖の続く荒磯で、かつては交通の難所でしたが、今では国道 も整備され、牟岐町から美波町に至る全長18キロメートルの道路は「南阿波サンライン(県道 日和佐牟岐線)」として、海岸線に沿って走る起伏に富んだ眺望の美しいドライブエリアと なっています。

牟岐港から連絡船で約15分の出羽島には、ぐるりと島を一周できる遊歩道が設けられており、 島の南には出羽島灯台があり、東に紀州、西に室戸、南に太平洋、北に四国山地という大パノ ラマが開けています。

協議会の基礎データ

設	置年	月	日	平成31年2月27日
事	務		局	総務課
構	成 団	体	数	9 団体
設	置	要	綱	有り



設立会議の様子

徳島県 牟岐町

設置の背景

当町においても、少子高齢化が進んでおり、高齢化率は50%を超えています。一人暮らしの高齢者や認知症などの高齢者も増加しています。そのため、特殊詐欺や悪質商法等の消費者被害への対策も課題となっています。これまでも、町内で消費者被害に気付いた際には、被害の拡大防止のため、各家庭に設置されている防災無線で放送をして注意喚起をするなどの対応をしています。また、当町には社会福祉協議会や民生委員協議会、老人クラブ連合会などがメンバーとなった高齢者の見守り体制があり、健康面だけでなく、消費生活関係も含めた見守り活動が行われています。

平成29年度から阿南市消費生活センターと広域連携の協定を結びましたが、まだセンターが住民にとっても見守り活動をする人にとっても身近な存在ではなかったため、センターにつなぐという意識が余りありませんでした。しかし、センターの広域連携の締結と同じ時期に、県からの協議会設置に向けた強い働き掛けもあり、既にある見守り体制を活用した協議会を設置することにしました。

住民福祉課(福祉部局)が運営している会議をベースとした組織

既存 $+\alpha$

当初は、福祉部局の見守り活動をベースに、福祉部局が事務局となる組織にすることを考えていました。消費者行政部局である総務課が、福祉部局の見守り活動の事務局になると、福祉部局と消費者部局の活動が二分化するのではないかという懸念が総務課内にあったためです。

こうした状況の中、両部局間の連携をしっかり図れば、総務課が事務局を担っても、活動が 二分化することなく消費者被害への対応を含めた見守り活動ができると考え、これまでの福祉 部局の見守り活動をベースとした**既存+ ②** の協議会の設置に至りました。

消費者被害の情報は、消費者行政担当部局である総務課に入ってきます。その情報を福祉部局と共有することで、消費者被害への対応を充実・強化する見守り活動が行えると考え、事務局は総務課が担うことにしました。

構成員について

◆選定のポイント

上述のとおり、当町の見守り活動は福祉部局が中心となっていたため、福祉部局に協議会に参画していただくことが、まずは必要だと考えました。このため、福祉部局等にお集まりいただき、協議会について説明し、協議会の骨格について検討しました。検討の結果、高齢者等を対象に消費者被害の観点を強化した見守り活動をするため「友愛訪問員民生委員情報交換会」(民生委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、地域包括支援センターが構成員。以下「情報交換会」という。)をベースに構成員を追加する形で参画を依頼することにしました。情報交換会のメンバーの老人クラブ連合会は、元気な会員の方が一人暮らしの高齢者で体が不自由になってきた方の見守り活動をされており、消費者被害の情報をたくさんお持ちなので、構成員として入っていただきたいと考えました。

徳島県 牟岐町

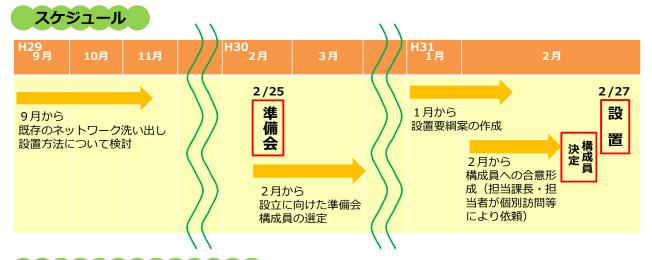
また、実際の消費者からの意見を取り入れるためには消費者協会が適切であると考え、消費者協会にも参画を依頼し、相談先となる阿南市消費生活センター、警察を加えた組織としました。

◆参画依頼時の構成員の反応

協議会を作ることに対して、仕事が増えるのではないかなどのネガティブな意見が出ることを懸念していました。しかし、見守り活動をしていた団体からは「これまでは消費者被害を発見してもつなぎ先が分からなかったため、つなぎ先が明確になると助かる。」、「是非協議会を作ってほしい。」と言っていただき、協議会の設置を好意的に受け入れていただきました。

◆今後の予定

最初は小さい組織の方が動きやすいと考え、高齢者に関係する団体だけにお願いしました。 社会福祉協議会に協議会の説明をした際、障がい者関係の団体にも入っていただきたいとい う意見がありましたので、状況を見ながら追加の検討をしたいと考えています。



見守りネットワークイメージ図



徳島県 牟岐町

個人情報の取扱い

有り

構成員が高齢者等の異変に気付いた際、個人情報を含めてセンター等に連絡・相談します。 一度消費者被害に遭われた方は、繰り返し被害に遭う可能性があると考えています。見守りの 必要がある場合は、必要な範囲で構成員間で個人情報を共有し、被害の未然・拡大防止を図り ます。

苦労した点・工夫した点 など

構成員の参画依頼をどのような団体まで広げるかについて、庁内の関係部局と検討を行いました。まず、それぞれの団体がどのような活動をしているかを情報収集・整理し、その上で、同じような構成員の規模で活動している市町村を参考に検討し、今の形が良いと考えました。関係団体に参画依頼をするに当たり、協議会の設置要綱(室)と構成員(室)を持参し、既存の

関係団体に参画依頼をするに当たり、協議会の設置要綱(案)と構成員(案)を持参し、既存の組織をベースとしつつ、消費者被害の観点を強化した協議会を設置する意義を説明しました。

今後の活動・課題 など

◆今後の活動

- ・年1回程度、協議会を開催する予定です。
- ・関係機関が開催する会議に、事務局が協議会として出席し、協議会の設置と取組について周 知を図ります。

◆課題

参画依頼時に意見が出た障がい者関係の団体等の構成員への追加については、今後の検討課題です。そのほかにも、活動を進める中で課題が出てくると考えています。

担当者の声

協議会の設置に当たり、県から情報提供していただき、構成団体の構成が当町と同じような 規模の県内市町村の設置要綱等を参考にしました。

当面の協議会の活動としては、まずは協議会設置の周知をしたいと考えています。福祉部局の会議等の機会を捉え、関係機関の方にも協議会が設立されたことを話していただきたいと考えています。高齢者等の身近で見守り活動をされている方々に協議会の設置や取組を知っていただき、消費者被害に気付いた際、情報のつなぎ先が明確に分かることだけでもまずは良いことだと思います。

高齢者等が消費者被害に遭わないように、福祉部局や関係団体と連携して活動していきたい と思います。

徳島県 牟岐町

牟岐町高齢者等見守りネットワーク設置要綱

(設置)

- 第1条 この要綱は、高齢者等が住み慣れた地域で活動的に、かつ尊厳あるその人らしい生活を継続していくために、地域におけるさまざまな関係者が高齢者等を見守り連携することで、認知症高齢者の早期対応、ひとり暮らし高齢者等の安否確認、消費者被害の拡大防止等につながるよう牟岐町高齢者等見守りネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置する。
- 2 前項に規定するネットワークは、消費者安全法(平成21年法律第50号)第11条の3第1 項の規定による消費者安全確保地域協議会とする。

(活動内容)

- 第2条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。
- (1) 高齢者等に対する見守り及び異常の早期発見に関すること。
- (2) 高齢者等の安否確認に関すること。
- (3)消費者被害対策のための見守り活動に関すること。
- (4) 消費者被害に関する普及、啓発及び広報活動に関すること。
- (5) その他高齢者等の見守りに関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワークは別表に掲げる関係機関、関係団体、行政機関(以下「構成機関」という。)をもって組織する。

(他機関との連携)

第4条 ネットワークは、その目的を達成するため、他の関係機関との連携を図るものとする。 この場合において、ネットワークが必要と認めたときは、構成機関以外の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(会議)

第5条 ネットワークの会議は必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第6条 ネットワークの庶務は、牟岐町総務課において処理する。

(秘密保守義務)

第7条 ネットワークの構成機関及び事務に従事する者は、事業の実施により知り得た個人情報をこの事業の目的以外に利用又は漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

徳島県 牟岐町

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月27日から施行する。

徳島県 牟岐町

牟岐町消費者被害防止ネットワーク 構成員一覧

別表(第3条関係)

1	牟岐警察署刑事生活安全課
2	阿南市消費生活センター
3	社会福祉法人牟岐町社会福祉協議会
4	牟岐町地域包括支援センター
5	牟岐町民生委員協議会
6	牟岐町老人クラブ連合会
7	牟岐町消費者協会
8	牟岐町総務課
9	牟岐町住民福祉課